

金 抜 設 計 書		検 算		設 計	
物 品 番 号	建管薬第2号				
物 品 名 称	凍結防止剤(塩化カルシウム25kg)				
納 入 場 所	北秋田市脇神字高村岱 地内 高村岱重機車庫 北秋田市新田目字大野 地内 合川オペレーションセンター 北秋田市浦田字横落 地内 森吉除雪センター 北秋田市阿仁水無字畑町東裏 地内 阿仁オペレーションセンター				
設 計 額	. ー (内消費税額 . ー)				
物 品 概 要 凍結防止剤(塩化カルシウム25kg) 1袋あたり 契 約 期 間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで					

凍結防止剤(塩化カルシウム 25 kg 詰包装袋入) 仕様書

第1条 目的

本仕様書は、北秋田市が使用する凍結防止剤(塩化カルシウム 25 kg 詰包装袋入)の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 契約単価

この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、品質検査成績表、運搬費、袋代、保管料、凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

第3条 購入予定数量

凍結防止剤の購入予定数は、塩化カルシウム 25 kg 詰包装袋入を 900 袋とする。ただし、契約期間中の天候及び道路状況により変動する場合がある。

第4条 納入計画書

凍結防止剤納入者(以下「納入者」という。)は契約後速やかに北秋田市建設部の担当職員(以下「担当職員」という。)に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承諾を得なければならない。

第5条 納入期限

納入者は、北秋田市建設課から注文を受けた都度、必要とされた量を指定した場所および期日に納入(荷下ろしを含む)しなければならない。これに要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

第6条 納入立会

納入にあたっては、担当職員と立会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。

第7条 納入場所

納入場所は以下に記す場所とする。ただし、担当職員が下記以外の場所を指定した場合は、その指示に従わなければならない。

	名 称	所 在 地	連 絡 先
1	高村岱重機車庫	北秋田市脇神字高村岱	0186-72-3116 建設課管理係 (森吉庁舎)
2	合川オペレーションセンター	北秋田市新田目字大野	0186-72-3116 建設課管理係 (森吉庁舎)

3	森吉除雪センター	北秋田市浦田字横落	0186-72-3116 建設課管理係 (森吉庁舎)
4	阿仁オペレーションセンター	北秋田市阿仁水無字畑町東裏	0186-72-3116 建設課管理係 (森吉庁舎)

第8条 凍結防止剤の規格

(1)凍結防止剤は、次の規格に適合しなければならない。

塩種	固形剤散布用塩（塩化カルシウム）
品質	① 塩化カルシウム 70%以上 ② 凍結防止剤 10%濃度溶液における含有成分が、水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表－1 の基準に適合すること ③ 含水率 3%以下
粒度	① 平均粒径 0.5mm～4.0mm ② 最大粒径 11.2mm 以下 ③ 粒径の上限・下限 0.15mm 以下及び 5.6mm 以上それぞれ 5%以下
固結状況	土砂及び木片その他不純物を含まず、北秋田市が行う凍結防止剤散布作業に支障のないもの

(2)凍結防止剤の材料はあらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格を添付した材料承諾書を提出し、担当職員の承諾を得なければならない。なお、凍結防止剤の品質を判定できる資料については、公的試験機関による品質成績書とする。

(3)納入者は、その品質に疑義が生じ担当職員より物品の品質規格について検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。
なお、これに要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

(4)凍結防止剤の材料が固結し、担当職員が散布作業に支障があると認めた場合は、納入者へ返品できるものとする。

第9条 包装袋の材料

包装袋は、運搬及び散布機械への投入に支障がないものとする。その他、担当職員と協議するものとする。

第10条 包装袋の回収

使用済みの袋の回収を必ず行うものとする。

第8条第1項 別表－1

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1mg/ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジトロン及び EPN に限る）	1mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ブフェニル	0.003mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/ℓ
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 100mg/ℓ以下

設計内訳書

(四)

[illegible]